

令和7年第1回湖西市議会臨時会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和7年第1回湖西市議会臨時会)

議 案 番 号	件	名
議案第 48 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて	
議案第 49 号	湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて	
議案第 50 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて	

日程第 1

会議録署名議員の指名

9 番 福 永 桂 子

11 番 土 屋 和 幸

令和 7 年 5 月 22 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第 2

会期の決定

今期臨時会の会期は、本日 1 日間とする。

令和 7 年 5 月 22 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 48 号

湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決 処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 22 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

専決第 2 号

湖西市条例第 号

湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例(昭和 30 年湖西市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 36 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。第 3 項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第 3 項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附則第 10 条の 2 第 20 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 10 条の 3 中第 15 項を第 16 項とし、第 14 項を第 15 項とし、第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、前条ただし書の規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 82 条の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 49 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 22 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

専決第 3 号

湖西市条例第 号

湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画税条例（昭和 39 年湖西市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 5 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 15 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 50 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 22 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

専決第 4 号

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 3 項ただし書中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 27 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。